

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都新宿区西新宿一丁目２５番１号

（名 称）株式会社創建エース

（法人番号 7010401063241）

上記被審人に対する令和７年度（判）第１７号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 7 8 4 4 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 2 月 1 8 日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第２号及び第４号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都新宿区西新宿一丁目25番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されていた（令和7年9月19日上場廃止）会社である。

被審人の連結子会社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年 2月10日	第58期第3四半期（令和3年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和3年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が252,018千円であるところを551,582千円と記載	売上の過大計上
2	令和4年 6月28日	第58期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に係る有価証券報告書	令和3年4月1日～令和4年3月31日の連結会計年度	連結損益計算書	売上高が347,268千円であるところを2,848,789千円と記載	売上の過大計上
3	令和4年 8月15日	第59期第1四半期（令和4年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が114,798千円であるところを1,172,694千円と記載	売上の過大計上
4	令和4年 11月11日	第59期第2四半期（令和4年7月1日～同	令和4年4月1日～同年9月30日の第2四半期	四半期連結損益計算書	売上高が350,968千円であるところを	売上の過大計上

		年 9 月 30 日) に係る四半期 報告書	連結累計期間		2,110,058 千円と記載	
5	令和 5 年 2 月 13 日	第 59 期第 3 四 半期 (令和 4 年 10 月 1 日～同 年 12 月 31 日) に係る四半期 報告書	令和 4 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 675,271 千円である ところを 3,050,011 千円と記載	売上の過大 計上
6	令和 5 年 6 月 28 日	第 59 期 (令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日) に係 る有価証券報告 書	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の連結会 計年度	連結 損益計算書	売上高が 833,330 千円である ところを 4,300,103 千円と記載	売上の過大 計上
7	令和 5 年 8 月 14 日	第 60 期第 1 四 半期 (令和 5 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日) に係る四半期報 告書	令和 5 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 106,457 千円である ところを 657,926 千円と記載	売上の過大 計上
8	令和 5 年 11 月 14 日	第 60 期第 2 四 半期 (令和 5 年 7 月 1 日～同 年 9 月 30 日) に係る四半期報 告書	令和 5 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が 289,452 千円である ところを 840,921 千円と記載	売上の過大 計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和5年4月17日、380,000個の新株予約権証券を1,343,300,000円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

表2

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容	主な事由
9	令和5年 3月31日	有価証券届出書 （新株予約権証券の募集）		「第四部 組込情報」	番号2に掲げる第58期に係る有価証券報告書及び番号5に掲げる第59期第3四半期に係る四半期報告書の組込み	番号2及び5を参照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同3、同4、同5の各事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表1の番号2及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、旧金融商品取引法第185条の7第6項

表1の番号7及び同8の各事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

表2の番号9の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項、第176条第2項、旧金融商品取引法第5条第3項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第58期事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）第3四半期（令和3年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第58期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第58期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第58期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第58期第3四半期報告書	762,683円
第58期有価証券報告書	884,218円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第 58 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 58 期有価証券報告書については、6,000,000 円となる。

ここで、第 58 期第 3 四半期報告書及び第 58 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 58 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 58 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 58 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 58 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 3、同 4、同 5 及び同 6 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 59 期事業年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 59 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 59 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 4 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 59 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 59 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 59 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 59 期第 1 四半期報告書	671,179 円
第 59 期第 2 四半期報告書	508,939 円
第 59 期第 3 四半期報告書	470,626 円
第 59 期有価証券報告書	548,612 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 59 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 59 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 59 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 59 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 59 期第 1 四半期報告書、第 59 期第 2 四半期報告書、第 59 期第 3 四半期報告書及び第 59 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 59 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 59 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 59 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 59 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 59 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 59 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 7 及び同 8 の各事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 60 期事業年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 60 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 2 四半期（令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 60 期第 2 四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 60 期第 1 四半期報告書	635, 376 円
第 60 期第 2 四半期報告書	580, 364 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 60 期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 60 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

となる。

表 2 の番号 9 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 5 年 3 月 31 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）

1, 343, 300, 000 円の 100 分の 4. 5 に相当する額である

60, 448, 500 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

60, 440, 000 円

となる。